

下 総 第 1 3 1 号  
令和3年(2021年)1月26日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年4月6日付け監査報告第9号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

福祉部介護保険課  
建設部道路河川建設課  
建設部道路河川管理課  
ボートレース企業局ボートレース事業課

### 福祉部介護保険課について

#### [指摘事項]

- (1) 介護保険負担割合証作成業務に係る業者選定について、本契約は割合証の作成・印刷、封筒の作成及び割合証の封入を行う業務であり、それぞれの作業における1件当たりの単価を契約額とする複数単価契約として条件付き一般競争入札を行っている。2回の再度入札の結果、一の業者が応札し、一部の単価が予定価格を上回っているものの、各単価に予定使用枚数を乗じて得た推定総金額が、予定価格決定証書の推定総金額を下回ったことから、当該業者を落札者としていた。しかしながら、単価を予定価格として入札させたのであるから、予定価格に対し、最低価格を提示した業者と契約することが入札の原則であり、推定総金額は参考的なものにすぎず、これにより落札者を決定することは適正ではない。適正に事務処理されたい。

#### (改善措置状況)

令和2年度から、地方自治法施行令第167条の2第2号及び下関市随意契約ガイドラインの規定により、本件のように複数単価を総合的に判断するものは、競争入札に適しないとして、見積合せによる随意契約を行うこととし、総額で最も安い価格を示した相手方と、全ての単価が予定価格を下回るまで交渉を行うように改善した。

#### [指摘事項]

- (2) 複数単価により入札を行う旨を公告した介護保険料額決定通知書等作成及び封入・封かん業務において、予定価格を総価で決定していた。また、入札者は入札公告のとおり消費税額を含まない1件あたりの単価を入札書に記載し提出しているが、所管課は総価の予定価格と入札書に記載の各単価に予定使用枚数を乗じて得た推定総金額の比較により落札者を決定していた。適正に事務処理されたい。

#### (改善措置状況)

令和2年1月に実施した同業務の入札においては、予定価格をそれぞれ

の単価ごとに決定した上で、入札された全ての単価が予定価格を下回ったことを確認し、これをもって契約の相手方を決定し、複数単価の契約を締結した。ただし、本件のように複数単価を総合的に判断するものは、競争入札に適しないとして、今後は見積合せによる随意契約を行うこととし、総額で最も安い価格を示した相手方と、全ての単価が予定価格を下回るまで交渉を行うこととする。

#### 建設部道路河川建設課について

##### [指摘事項]

- (1) 職員が週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

##### (改善措置状況)

災害対応にあたる職員が適正な休憩時間を取得できるよう、各職員の現場への出勤時間及び出勤先を執務室内で電話対応にあたる職員が記録しておき、現場対応時間が6時間を超えると見込まれる場合は、1時間の休憩のため、帰庁を促し、通報箇所が多く、引き続き他の現場対応が必要な場合には、安全な場所（浸水想定区域や土砂災害警戒区域でない場所）で1時間の休憩を取るよう職員に周知を図った。

#### 建設部道路河川管理課について

##### [指摘事項]

- (1) 道路法第36条第1項に規定する場合を除き、道路を占有しようとする場合の申請の期限は、下関市道路占有規則第2条第2項に規定されているが、同項に規定する期限後になされた申請を受理し、占有の許可をしている事例が多数見受けられた。同規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

##### (改善措置状況)

下関市道路占有規則の改正（令和2年3月18日公布、令和2年4月1日施行）を行い、申請期限を定めず、行政手続法に基づく標準処理期間（3週間）で事務処理を行うよう改善した。

#### ボートレース企業局ボートレース事業課について

##### [意見]

- (1) 備消耗品費における平成31年4月から令和元年9月までの執行（単価契約を除く）を確認したところ、次のような状況であった。
- ア 備消耗品費に該当する商品を複数品目に渡り一度に発注する際は、その多くについて、A社とB社の2者による見積合せを実施。
- イ A社とB社との2者のみによる見積合せを半年間で46件実施している

が、全てA社と随意契約を締結し、B社との契約実績はない状況。46件の契約総額は12,923,064円で、1件当たりの一番低い契約額は150,595円、一番高い契約額は680,400円であった。

ウ なお、A社やB社と同一業種であるC社との契約実績があるが、同期間内における実績は10件、1,012,465円で、A社の実績とは著しく乖離がある状況であった。

A社へ発注した物品は、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種欄の「文房具・事務機器」、「文化・体育用品」、「日用品」に分類されるものであるが、それらを取扱っている業者はB社以外にも多数存在するのであるから、毎回のように落札できないB社のみを見積合せの相手方としていては、競争原理に適っているとは言い難く、何よりA社を優遇しているように受け取られかねない状況である。

市長部局においては、各課が直接購入する案件（単価契約を除く）のうち競争性が認められるものについては公開見積合せを原則としている。上下水道局においても、1件当たりの予定価格が80万円以下の場合は随意契約ができるが、その場合も原則公開見積合せとしている。ポートレース企業局においても、随意契約による場合も競争性が働く方法により契約するための基準を設けるよう検討されたい。

(改善措置状況)

物品の購入に際して、令和2年6月1日に随意契約による場合の基準を設けるとともに公開見積合せを導入した。基準の主な内容は下記のとおり。

1. 予定価格（税込）が1万円未満の案件  
1者による随意契約することができる
2. 予定価格（税込）が1万円以上10万円未満の案件  
原則、3者以上の見積合せによる随意契約
3. 予定価格（税込）が10万円以上80万円以下の案件  
原則、公開見積合せ

以上